

愛知県介護施設等防災対策事業費等補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県介護施設等防災対策事業費等補助金(以下「補助金」という。)は、介護施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に係る整備に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、既存の介護施設等におけるスプリンクラー設備等整備、介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修、介護施設等の非常用自家発電設備整備、介護施設等の給水設備整備及び介護施設等のブロック塀改修整備を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とするものとする。

(1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業

既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等にスプリンクラー設備等を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。

ア ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホーム A 型(定員30名以上)、軽費老人ホーム B 型(定員30名以上)

イ 有料老人ホーム(定員30名以上。老人福祉法第 29 条に規定する届出済の施設に限る。)

ウ 通所介護事業所(定員19名以上。宿泊が伴うものに限る。)

(2) 介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修する事業に対して、県が補助する事業をいう。

ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない。)

イ 上記以外の老人短期入所施設(定員30名以上。)

ウ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホーム A 型(定員30名以上)、軽費老人ホーム B 型(定員30名以上)

エ 介護老人保健施設(定員30名以上。)

オ 介護医療院(定員30名以上。)

カ 養護老人ホーム(定員30名以上。)

キ 有料老人ホーム(定員30名以上。老人福祉法第 29 条に規定する届出済の施設に限る。)

ク 老人短期入所施設(定員30名以上。)

(3) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業

介護施設等の非常用自家発電設備整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に非常用自家発電設備を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。

ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)

イ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホーム A 型(定員30名以上)、軽費老人ホーム B 型(定員30名以上)

ウ 介護老人保健施設(定員30名以上。)

エ 介護医療院(定員30名以上。)

オ 養護老人ホーム(定員30名以上。)

(4) 介護施設等の給水設備整備事業

介護施設等の給水設備整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に介護施設等の給水設備を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。

ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)

イ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホーム A 型(定員30名以上)、軽費老人ホーム B 型(定員30名以上)

ウ 介護老人保健施設(定員30名以上。)

エ 介護医療院(定員30名以上。)

オ 養護老人ホーム(定員30名以上。)

(5) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業

介護施設等のブロック塀等改修整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等のブロック塀等を改修する事業に対して、県が補助する事業をいう。

ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない。)

イ 上記以外の老人短期入所施設(定員30名以上。)

ウ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホーム A 型(定員30名以上)、軽費老人ホーム B 型(定員30名以上)

エ 介護老人保健施設(定員30名以上。)

オ 介護医療院(定員30名以上。)

カ 養護老人ホーム(定員30名以上。)

キ 有料老人ホーム(定員30名以上。)

ク 通所介護事業所(定員 19 人以上。)

ケ 老人福祉センター(A 型・特 A 型・B 型)

コ 老人福祉施設付設作業所

サ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

シ 在宅複合型施設

(交付の対象外費用)

第4条 この補助金は、第3条の規定に関わらず次に掲げる事業については、補助の対象としないものとする。

(1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業

ア 既に実施している事業

イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

- ウ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的とした事業
- エ 年間、月間の両方ともに利用人数の実績(宿泊利用者/総数)が5%以下の宿泊を伴う事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (2) 介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
 - ア 既に実施している事業
 - イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
 - エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とした事業
 - オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
 - カ その他感染拡大防止として適当と認められない事業
- (3) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ア 既に実施している事業
 - イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
 - エ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
 - オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
 - カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (4) 介護施設等の給水設備整備事業
 - ア 既に実施している事業
 - イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
 - エ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
 - オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
 - カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (5) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業
 - ア 既に実施している事業
 - イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ ブロック塀等の撤去のみを行う事業
 - エ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
 - オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(交付額の算定方法)

第5条 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業については、別表1の、介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業については、別表2の、それぞれ第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める対象経費の実支出額と、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを

比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を補助額とする。

介護施設等の非常用自家発電設備整備事業については、別表3の、介護施設等の給水設備整備事業については、別表4の、介護施設等のブロック塀等改修整備事業については、別表5の、それぞれ第1欄に定める区分ごとに第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の下限)

第6条 第3条の(3)及び(4)に掲げる事業については、総事業費がそれぞれ5,000千円に満たない場合には、補助金は交付しないものとする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別に指示する期日までに様式第1により、行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第七条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、様式第2によりあらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々

年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。
- (11) 補助事業者が(1)から(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更交付申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、様式第2により、別に指示する期日までに行うものとする。

また、当初申請又は変更交付申請時と変更がない関係書類については、提出を省略することができる。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第4号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(その他)

第13条 特別の事情により第5条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条に定める算定方式、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

第1 この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年3月12日から適用する。

第2 平成30年度に実施する介護施設等の防犯対策及び安全対策強化事業においては、大阪北部地震発生後、ブロック塀等の崩落等の恐れのため、高齢者の安全確保の観点から早急に整備する必要があり、本要綱の適用前に緊急的に着手したブロック塀等の整備についても、補助対象とする。

附則

この要綱は令和元年8月15日から施行する。

この要綱は令和2年7月10日から施行する。

別表1

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業			既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業に基づくスプリンクラー整備等(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備			
1,000 m ² 未満の場合	9,710 円の範囲内で知事が認めた額	対象施設ごと 1 m ² あたり	
1,000 m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円/1 m ² と 2,440 千円の範囲内で知事が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300 m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円の範囲内で知事が認めた額との合計額	施設数	
500 m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円の範囲内で知事が認めた額との合計額		
(広域型施設等) ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型 ・有料老人ホーム ・通所介護事業所(宿泊が伴うものに限る。)			

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表2

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業 (広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	978 千円の範囲内で知事が認めた額	整備床数	介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業に基づく個室化改修支援等(施設の改修と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表3

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等の非常用自家発電設備整備事業				介護施設等の非常用自家発電設備整備事業に基づく非常用自家発電設備(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助下限:総事業費 5,000 千円
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス、軽費老人ホームA型、 軽費老人ホームB型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表4

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等の給水設備整備事業				介護施設等の給水設備整備事業に基づく給水設備(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助下限:総事業費 5,000 千円
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型・ 介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表5

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等のブロック塀等改修整備事業				介護施設等のブロック塀等改修整備事業に基づくブロック塀等の改修等(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	3/4	

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。